

令和7年12月号

事務所通信

アークグロー・パートナーズ税理士法人 

Vol.56



全体会議時の集合写真

✿ 今月のお知らせ ✿

・年末調整の時期となりました。今年度も年末調整に必要な資料の回収を始めております。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

・源泉所得税の半年納付の期限が1月20日(火)となっております。給与台帳の早期回収にご協力よろしくお願いいたします。

・年末年始休暇についてご案内させていただきます。

令和7年12月28日(日)～令和8年1月4日(日)

*1月5日(月)より通常営業いたします。

皆さまどうか良いお年をお迎えください♪



✿ 新しいスタッフのお知らせ ✿

10月より新しいスタッフが1名加わりました。

電話対応も始まっていますので、聞きなれない声が出てくるかと思います。

また、不慣れでお聞きぐるしいこともあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。



八幡 美里

[なぜ会計事務所で働くかと思ったのか]

新しい事に挑戦したいと思い、簿記や税法を学び始め、実務を通してより多くのお客様に笑顔になっていただきたいと思い、会計事務所で働きたいと考えました。

学び続けられる事に感謝しながら、日々を大切に過ごしたいと思います。

✿第2回～事業承継(相続対策)のご案内～✿

アークグロー・パートナーズ税理士法人は、各チームにわかつて様々な取り組みを行っております。

前回 2024年11月号に続き、今月号では「資産活用チーム」より、

“事業承継(相続対策)”について第2回目のご案内をさせていただきます。

相続税には「3,000万円+法定相続人×600万円」までの基礎控除があります。

そのため、法定相続人の数に応じて控除額は変わりますが、お持ちの資産が基礎控除を超える場合には、相続税が発生し相続税申告が必要になります。

事前に相続対策を行うことで、節税することができます。

例) 総資産：現金 2,500万円 + 自宅 4,000万円 + 株 1,500万円 合計 8,000万円

法定相続人：子 3人(基礎控除額 4,800万円)

【例1：相続対策を行わない場合】

相続税課税金額：相続時総資産 8,000万円 - 基礎控除額 4,800万円 = 3,200万円

【例2：相続対策を行った場合】

相続対策を6年間(相続時精算課税を利用して暦年贈与6年)

生命保険加入 1,500万円(非課税枠の範囲)

贈与(100万円×3名)×6年間=総額贈与額 1,800万円



相続時総資産 8,000万円 - 暦年贈与 1,800万円 - 生命保険非課税 1,500万円 = 4,700万円

相続税課税金額：相続時総資産 4,700万円 - 基礎控除額 4,800万円

※総資産より控除額が上回るため、申告不要となります。

	例1	例2
相続税額	330万円	0円
贈与税額	—	0円
※アークグロー報酬	120万円	50万円
合計	450万円	50万円

※報酬については財産価額に応じて変わります。総資産額の1%程度が目安になります。例のとおり、相続対策を行っていたことで支払い合計額が400万円安くなります。

また、お持ちの土地は『相続税評価』を行い、相続税申告における適正な価格を算出いたします。そのため、安いと思っていた土地が、びっくりするほど高額な金額になることも珍しくありません。

アークグロー・パートナーズ税理士法人では、大和ハウス工業様と提携し、土地の見える化を行っております。お持ちの土地の金額や情報を無料で調べてもらうことができますので、ご興味のある方は、監査担当者へお伝えください。

相続税の計算上、相続人の生活を考慮した様々な減額制度があります。ご自身の資産を整理・把握し、大切な資産を守りましょう。

◇申告書の提出期

提出月	12月	1月	2月
確定申告	10月決算	11月決算	12月決算
予定申告(年1回) 消費税(年3回)	4月決算 1月、4月、7月	5月決算 2月、5月、8月	6月決算 3月、6月、9月